

農業委員会だより

田原市農業委員会 / ☎ 23 3519 FAX 22 3817



農業者年金「現況届」の提出をお忘れなく

受付期限は6月30日(火)まで

現況届は、農業者年金を受給するために必要な手続きです。農業者年金基金から、5月末ごろに受給者に送られた現況届に必要事項を記入の上、提出してください。

現況届の提出がない場合は、年金の支給が一時停止となりますのでご注意ください。

※現況届をなくした場合は、農業委員会事務局へご連絡ください。

【提出先】

農業委員会事務局(市役所内)

赤羽根市民センター

渥美支所市民サービス課

※年金受給者が亡くなられた場合は、お近くの農協で死亡届の手続きをしてください。(戸籍謄本、請求者の預金通帳などが必要です)

令和7年度農業委員会審査件数

田原市農業委員会が令和7年度に農地の売買・貸借・転用などの申請を審査した件数をお知らせします。

●農地の売買、贈与、賃借をする場合の手続き

【農地法第3条関係】

種別	件数	面積 (a)
売買	93	2,138
交換	6	61
贈与	46	925
計	145	3,124



【農地中間管理事業関係】

種別	件数	面積 (a)
売買	11	282
賃借	1,600	39,506
計	1,611	39,788

※農地の売買・賃借のうち農業者の経営規模の拡大、農地の効率的利用など、特定の条件に当てはまる場合に利用できる制度



【農地法第4条関係】

自己所有の農地を転用する場合

種別	件数	面積 (a)
許可	2	7
届出	2	7
計	4	14



●農地以外に利用するための手続き(農地転用)

※表中の「許可」は、市街化調整区域を対象とした転用、「届出」は市街化区域を対象とした転用のことと言えます。

【農地法第5条関係】

農地を買う、もしくは借りて転用する場合

種別	件数	面積 (a)
許可	34	200
届出	37	206
計	71	406



各種申請には毎月締め切り日があります。期日を守りましょう。

農地の適正な管理をお願いします

毎年4月、7月、10月は「耕耘月間」です。遊休農地となって周囲に迷惑にならないよう、耕起しましょう。

これから雨の多い季節になります。畑の表土が流出すると、雨水の排水や道路の通行を妨げてしまい、重大な事故につながる可能性があります。畑のふちの点検や土留めの修繕などの対策をお願いします。